

新	旧
<p><u>第10条（有価証券または金銭の返還）</u></p> <p>1. <u>当社は財形貯蓄契約にもとづく有価証券または金銭について、申込者からその全部または一部の返還の請求を受けたときは所定の手続により返還します。ただし、有価証券に関しては売却した上、その代金と口座残金を合せて所定の手続きにより申込者に返還するものとしします。</u></p> <p>2. <u>前項の請求にかかる有価証券の売却代金または口座残金については、あらかじめ指定された方法により申込者に返還します。</u></p>	<p><u>（有価証券または金銭の返還）</u></p> <p><u>第10条</u> 当社は財形貯蓄契約に<u>基づく</u>有価証券または金銭について、申込者からその全部または一部の返還の請求を受けたときは所定の手続により返還します。ただし、有価証券については、<u>証券で返還できない場合はこれを売却し、その代金をお返しします。</u></p> <p>2. <u>前項の請求は、届出印の押捺された所定の用紙によって行うものとし、当社は、当該請求にかかる有価証券または金銭については、あらかじめ指定された方法により申込者に返還します。</u></p>
<p><u>第11条（解 約）</u></p> <p>1. <u>（省略）</u></p> <p>2. <u>当社は、財形貯蓄契約にもとづく申込者の払込開始から3年を経過したのち、引き続き1年を超えて申込者の払込金のない契約については、これを解約できるものとしします。ただし、前回買付けの日から1年以内に保管中の有価証券の果実または償還金によって指定された有価証券の買付けができる場合は、この限りではありません。</u></p> <p>3. <u>（省略）</u></p>	<p><u>（解 約）</u></p> <p><u>第11条</u> <u>（省略）</u></p> <p>2. <u>当社は財形貯蓄契約に基づいて、申込者が金銭の払込みをしたときから3年を経過した後において申込者がその後引き続き1年を超えて払込みを行わない場合は、財形貯蓄契約を解約させていただくことがあります。ただし、保管中の有価証券の果実または償還金によって前回買付けの日から1年以内に、指定された有価証券の買付けができる場合についてはこの限りではありません。</u></p> <p>3. <u>（省略）</u></p>
<p><u>第12条（申込事項の変更）</u></p> <p>1. <u>申込者は、申込書等の記載事項を変更しようとする場合は、事業主等を通じて所定の様式により遅滞なく当社に届出ていただきます。</u></p> <p>2. 3. <u>（省略）</u></p>	<p><u>（申込事項の変更）</u></p> <p><u>第12条</u> 申込者は、<u>積立額、住所・氏名、申込書等の記載事項に変更があったときは、事業主等を通じて所定の様式により遅滞なく当社に届出ていただきます。</u></p> <p>2. 3. <u>（省略）</u></p>
<p><u>第14条（この約款の変更）</u></p> <p><u>この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</u></p>	(新設)
<p><u>第15条（その他）</u></p> <p>1. <u>（省略）</u></p> <p>2. <u>（省略）</u></p> <p>(1)～(2) <u>（省略）</u></p> <p>(3) <u>天災地変その他不可抗力により財形貯蓄契約にもとづく有価証券の取引または金銭の返還が遅延した場合。</u></p> <p>3. <u>申込者あて、当社によりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責めに帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとしします。</u></p>	<p><u>（その他）</u></p> <p><u>第14条</u> <u>（省略）</u></p> <p>2. <u>（省略）</u></p> <p>(1)～(2) <u>（省略）</u></p> <p>(3) <u>天災地変その他不可抗力により財形貯蓄契約に基づく有価証券の買付けまたは金銭の返還が遅延した場合。</u></p> <p>3. <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、改訂されることがあります。</u></p>

2. 上記1. 新旧対照表記載以外の形式的な変更

(変更箇所は、下線部)

変更後の約款における該当箇所	新	旧
各条の見出しと第1項の冒頭	<u>第●条（●●●●）</u> 1.・・・	<u>（●●●●）</u> <u>第●条</u> ・・・
第9条第1項	<u>お客様</u>	<u>お客さま</u>
第9条第1項、第13条、第15条第2項第1号・第2号	<u>もとづく</u>	<u>基づく</u>
第4条第1項第1号・第2号、第5条第1項、第6条第3項	<u>もとづいて</u>	<u>基づいて</u>
第6条第3項	<u>もとづき</u>	<u>基づき</u>
第3条第3項	<u>します</u>	<u>いたします</u>
第6条第1項	<u>その都度遅滞なく</u>	<u>そのつど速やかに</u>

以上